

野洲市民病院整備事業 設計・施工事業者の決定方法等に関する大綱

令和5年2月1日

市立野洲病院_新病院整備部

第1 目的

この大綱は、野洲市民病院（以下「新病院」という。）を野洲市総合体育館東側市有地（以下「整備地」という。）に整備する事業（以下「整備事業」という。）に関し、施設の設計及び施工を行う事業者（以下「事業者」という。）を決定すること（以下「本件」という。）の方法等の概要を定めることを目的とする。

〔参考：全体計画（基本計画書より）〕

	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度
基本構想・基本計画	→				
要求水準書作成 設計施工者選定		→			
基本設計・実施設計			→		
建設工事				→	
移転・開院					⇨

基本設計デザインビルド方式により発注

第2 発注方式

本件の発注方式については、比較上、整備スケジュールが速やかなことと、世界情勢により不安定化している材料調達の確度が高いことに鑑みて、「基本設計デザインビルド方式」とする。また、より多くの病院整備に関するノウハウ、技術提供を受けることを期待することから、設計事業者と施工事業者の共同事業体での請負も可能とする。

なお、品質性能管理、工程管理、予算管理等に係る発注者の補助として、コンストラクション・マネジメント（CM）業務を専門事業者に委託するものとする。（以上、基本計画書より）

第3 契約方式

本件の契約方式については、業務の内容に鑑みるとともに事業者決定に至るまでの客観性を保持するため、「総合評価一般競争入札」とする。

(1) 根拠法令

地方自治法施行令第167条の10の2 (以下同じ)

1 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項本文（最低価格入札者を落札者とする規定）又は前条（最低制限価格を上回る最低価格入札者を落札者とする規定）の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

(2) 「総合評価一般競争入札」制度概要

プロポーザル(企画競争制度)との比較を基に、総合評価一般競争入札制度の概要は次のとおりである。

	総合評価一般競争入札	〔参考〕 プロポーザル(企画競争)
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・競争入札の落札者を ・「入札金額」と「提案内容」で ・総合的に評価する 	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約の交渉相手を ・「提案内容」で ・総合的に評価する
契約方法	一般競争入札	随意契約
契約者の決め方	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評点に基づき ・契約相手方を、 ・入札で決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評点に基づき ・優先交渉権者を選定し、 ・随意契約で決定する。
契約内容の変更	入札公告後の条件変更は原則不可、 入札金額、提案内容とも、 変更不可	契約の内容、 提案金額、提案内容とも、 協議・交渉が可能
メリット・ デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・落札から契約までが機械的に進みスムーズで、手続き等が明快。 ・契約内容等の変更は原則できず、柔軟性はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約内容の交渉が必要で、時間が掛かることがある。 ・協議によって契約内容等の変更が一定柔軟に可能

(3) 「総合評価一般競争入札」実施要項

「野洲市建設工事総合評価落札方式試行実施要領」（平成 21 年野洲市告示第 33 号）を基準に、病院事業において新たに制定する予定。

第 4 契約（入札）までの主要な事務スケジュール

プラス PM・シップヘルスケアリサーチ&コンサルティング共同企業体（令和 4 年 12 月 26 日付けで契約締結。以下「コンサルタント」という。）からの事務支援を受けて行う本件達成までの主要な事務のスケジュールは次のとおりとする。

工程区分	1 月	2~3 月	4 月	5 月	6~10 月	11 月
入札執行関係	基本方針決定 (大綱策定)	・参加資格・決定基準案作成 ・各種様式、契約書案作成 全協説明 学識者の意見聴取	左記成案調整 (院内・庁内) → 決定	評価委員会	入札公告 → 入札執行 (選定委員会) 学識者の意見聴取	設計・ 施工 公表
* 庁内・院内会議	院内 庁議		院内 庁議	契審		
マーケットサ ウンディング	実施要項 作成 公告 受付 意見書 提出 対話 実施 結果 集約	* 結果は入札執行後まで非公開				
要求水準書・ 諸元表等策定	検討素案、 検討体制決定	各部門ヒアリング → 意見調整 予算審議資料提供 (検討素案、院内 協議の経過等)* * 特別委員会を想定	左記成案調整 (院内・庁内) → 決定	(評価委員会) 市民説明会 特別委員会		
* 庁内・院内会議		院内 庁議	(院内 庁議)			
準備工事	入札発注	準備工事設計(~6月)			入札発注	施工(8月~2月)
測量・各種調査	入札等発注	測量・各種調査実施(~8月)				

第5 契約（入札）までの主要な事務

前項スケジュールに掲げた主要事務の概要は、次のとおりである。

(1) 「参加資格・決定基準案作成」(2月～5月)

- ① 政令の規定に基づき（下記）、本件に参加できる事業者の資格要件、決定に係る審査基準（落札者決定基準）（案）を作成する。
- ② 院内及び庁内で案を検討し、病院事業契約審査会及び市民病院整備運営評価委員会（以下「評価委員会」という。）での審査内容を踏まえて決定する。

3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めなければならない。

.....

6 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第六十七条の六第一項の規定により公告をするとき（一般競争入札によるとき）は、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項（入札参加資格）のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

(2) 「学識経験者の意見聴取」(3月頃)

前項で作成した落札者決定基準（案）について、政令の規定に基づき学識経験者*から意見を聴取する。

* 工事入札や契約制度等の有識者を対象に人選する予定

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(3) 「マーケットサウンディング」(2月～3月)

- ① 次号に掲げることを目的に、事業者との対話を通じて広く意見や提案を得るべく、コンサルタントの支援を受けてマーケットサウンディングを実施する。
 - i. 変化が激しい建設市況を適切に把握すべく、事業者基点の情報を聴取する。
 - ii. 複数の事業者が入札に参加できるような諸条件設定の参考にする。
 - iii. 本事業について事業者へ周知が図れるほか、一定の事業関係情報を公開することで、事業者の入札参加意欲を喚起する。
- ② 実施主体は野洲市病院事業とし、回数は1回とする。

(4)「選定委員会」(10月)

- ① 選定委員会は、各事業者からの価格以外の提案内容の評点を行うものとする。
- ② 選定委員会は、外部の専門家と市長執行部の職員等で構成し、外部の専門家については、評価委員会の委員のうちから同委員長が、選定委員会委員長とともに指名する。(※評価委員会の「専門部会」として設置。市長執行部の職員等は、評価委員会規則第5条第4項で準用する第4条第2項に定める「関係者」として本選定委員会に参加する。)

(5)「要求水準書・諸元表等策定」(2月～5月)

各事業者が提案内容等を作成する基礎資料として、予定施設の仕様に係る要求水準を「要求水準書」「諸元表」(以下「要求水準書等」という。)として整理する。

- ① 要求水準書等は、院内の各部門(整備基本計画の部門別基本計画の章に立てた17部門を基準)毎に、新病院整備課とコンサルタントに加え、必要に応じて事業顧問、事業管理者、病院長及び事務部参与がヒアリングを行い取りまとめるものとする。
- ② 各部門のうち診療関係部門については、関係・担当の医師がヒアリングに参画することを必要とする。
- ③ ヒアリングは、新病院整備課がコンサルタントの支援を得て作成したたたき台を基準に行う。また、駅前Aブロック計画時の設計関係図書及び今回参考のために作成する検討図面(部門ゾーニング図、提示のみとする。)を参照して行うものとする。
- ④ 「予算審議資料提供」は、令和5年度予算案の議会審査に有用な情報を議会に提供するために、特別委員会を開催願って実施する想定であり(2月末～3月初旬を予定)、前号(③)に記載のたたき台の内容、主要な部門のヒアリング結果、それらを踏まえた執行部の考え方等を報告するものとする。
- ⑤ 要求水準書等の案は、(1)の参加資格・決定基準案とともに評価委員会に諮り、その審議結果を踏まえて決定するものとする。

(6)「契約審査会」(5月)

契約審査会においては、主に次の事項を審査する。

- i. 契約方式を総合評価一般競争入札とすることについて
- ii. 参加資格・決定基準案について
- iii. マーケットサウンディングの結果について
- iv. 要求水準書等案について
- v. 選定委員会委員の選任案について

以上